

八戸市中央卸売市場売買参加者及び売買参加補助者承認取扱要領

(この要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）第38条並びに八戸市中央卸売市場条例施行規則（昭和52年八戸市規則第22号）第36条及び第47条に定めるもののほか、売買参加者及び売買参加補助者の承認等について必要な事項を定めるものとする。

(売買参加者の承認の基準)

第2 売買参加者の承認基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 申請時において年齢満20才以上の者で、取扱品目の部類ごとに3年以上の売買取引の経験を有し、かつ、当該物品の取引について評価能力があると認められる者であること。
- (2) 申請者が法人である場合は、当該法人のため常時売買に参加する者が、前号の資格を有すること。
- (3) 市場取扱品目の取引に継続して参加できる者であり、かつ、買受代金の支払いについて保証する者があること。
- (4) 申請時において、当市場の買出人の登録を受けた日から6箇月以上経過している者であって、過去6箇月間に当市場の青果部にあつては300万円以上の青果物等を、花き部にあつては150万円以上の花き等を仲卸業者から買い受けた実績を有する者であること又は当市場以外の中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下これらを「他市場」という。）の開設者より取引の承認若しくは許可若しくは買出し人の登録を受けた日から2年以上経過している者であつて、過去1年間に当該他市場において青果物等若しくは花き等を卸売業者及び仲卸業者から買い受けた実績が300万円以上であり、かつ当該取引に係る債務を完済しており、当市場の適正な流通を阻害するおそれがないと認められる者であること。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (5) 当市場の関係者に対して債務を有している場合は、その債務を完済できる見込みのある者であること。

(売買参加補助者)

第3 売買参加補助者となることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請時において年齢満20才以上の者であること。
- (2) 当市場の卸売に参加するのに必要な知識及び2年以上の業務経験を有し、かつ、当市場の取扱品目の部類に属する物品について評価能力があると認められる者であること。
- (3) 業務経験については、中央卸売市場、地方卸売市場の卸、仲卸及び売買参加者、補助者、搬出者の経験を有する者。なお、当市場以外の者については原則として証明できる書面を添付すること。
- (4) 取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの役員若しくは使用人

以外の者であること。

(売買参加補助者の数)

第4 卸売に参加させることができる売買参加補助者の数は、当該売買参加者につき10名以内とする。

(取 消)

第5 市長は、売買参加者及び売買参加補助者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により承認を受けたとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠り、6箇月以上にわたって売買の差し止めをされたとき。
- (3) 卸売業者からの売買業務をやめたとき。
- (4) 過去1年間以上にわたり、卸売業者からの買受実績がなかったとき。

2 市長は、毎年1月1日現在において、過去1年間に卸売業者及び仲卸業者から買い受けた額が300万円に満たない売買参加者（1年未満の者は除く。）を買出人に移行させることができる。

附

この要領は、昭和52年10月27日から実施する。

この要領は、平成元年4月1日から実施する。

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

- 1 この要領は、平成18年1月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に市長の承認を受けている売買参加者で、承認期間の満了の日（以下「満了日」という。）において第2第4号の基準を満たしているものについては、満了日後もなお市長の承認を受けているものとみなす。
この要領は、平成18年4月1日から実施する。
この要領は、平成29年9月1日から実施する。
この要領は、令和2年6月21日から実施する。